

火薬類取締法
申請・届出等の手引き

横浜市消防局

令和7年3月19日

目 次

<第1章 火薬類の製造関係>

1	火薬類製造営業許可申請	1
2	火薬類製造施設等変更許可申請	2
3	火薬類製造施設軽微変更届	2
4	危害予防規程(変更)認可申請	2
5	危害予防規程変更届	3
6	保安教育計画制定(変更)認可申請	3
7	火薬類製造・取扱保安責任者等選任(解任)届	3
8	火薬類製造年報	3
9	許可申請書等記載事項変更報告	4
10	火薬類製造営業等廃止届	4

<第2章 火薬類の販売関係>

1	火薬類販売営業許可申請	5
2	保安教育計画制定(変更)認可申請(販売所)	5
3	火薬類販売年報	6
4	許可申請書等記載事項変更報告	6
5	販売営業廃止届	6

<第3章 火薬類の貯蔵関係>

1	火薬庫設置等許可申請	7
2	火薬庫軽微変更届	7
3	火薬庫承継届	8
4	火薬庫の所有又は占有免除許可申請	8
5	所有(占有)免除許可申請書記載事項変更届	9
6	製造・取扱保安責任者選任(解任)届	9
7	安定度試験結果報告(火薬庫)	9
8	火薬庫の許可申請書等記載事項変更届	10
9	火薬類出納年報	10
10	火薬庫の許可申請書等記載事項変更報告	10
11	火薬庫外貯蔵場所指示申請	11
12	火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届	11
13	火薬庫用途廃止届	11
14	火薬庫共同所有(共同占有)廃止届	12
15	火薬庫外貯蔵場所廃止届	12

<第4章 完成検査・保安検査関係(製造施設・火薬庫)>

1	完成検査申請	13
2	保安検査申請	13
3	定期自主検査計画制定(変更)届	13
4	定期自主検査終了報告	14
5	特定施設等使用休止(再開)届	14

<第5章 火薬類の譲渡・譲受関係>

1	火薬類譲渡許可申請	15
2	火薬類譲受許可申請	15
3	火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請	16
4	火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請	16
5	火薬類譲受・消費許可申請	16
6	火薬類譲渡・譲受許可証の返納	17

<第6章 火薬類の輸入関係>

1	火薬類輸入許可申請	17
2	火薬類輸入届	18
3	火薬類安定度試験結果報告	18
4	許可申請書等記載事項変更届	18

<第7章 火薬類の消費関係>

1	火薬類消費許可申請(煙火のみ)	19
2	火薬類消費許可申請(煙火以外)	21
3	許可申請書等記載事項変更届	23
4	火薬類消費年報	23

<第8章 火薬類の廃棄関係>

1	火薬類廃棄許可申請	24
2	廃棄許可申請書等記載事項変更届	24

<第9章 その他>

1	所有権取得届	25
2	許可申請書等取下届	25
3	証明願	25

用語の定義について

- 法とは・・・・・・・・・・火薬類取締法
(昭和25年5月4日法律第149号)
- 政令とは・・・・・・・・・・火薬類取締法施行令
(昭和25年10月31日政令第323号)
- 規則とは・・・・・・・・・・火薬類取締法施行規則
(昭和25年10月31日通商産業省令第88号)
- 細則とは・・・・・・・・・・横浜市火薬類取締法施行細則
(平成29年3月31日横浜市規則第26号)
- 規程とは・・・・・・・・・・横浜市火薬類取締法事務処理規程
(平成29年3月31日局達第16号)
- 規則様式とは・・・・・・・・規則で定められた様式
- 細則様式とは・・・・・・・・細則で定められた様式
- 規程様式とは・・・・・・・・規程で定められた様式
- 火薬類とは・・・・・・・・火薬、爆薬、及び火工品の総称
- 製造とは・・・・・・・・火薬類をつくりだすこと及び火薬類から他の火薬類をつくり出すこと。
- 貯蔵とは・・・・・・・・火薬類を長期にわたって一定の場所に停滞させること。
- 消費とは・・・・・・・・廃棄以外の目的とする火薬類の爆発又は燃焼のこと。
- 廃棄とは・・・・・・・・火薬類を廃棄する目的で爆発又は燃焼させること。
- 特定施設とは・・・・・・・・火薬類の爆発又は発火の危険のある施設で、経済産業省令で定める施設

添付資料について

複数の許可申請又は届出を同時に行う場合で、添付書類が重複している場合は、一方の許可申請又は届出に重複するため省略した旨を明記した書類(一覧表等)を添付することで、重複する添付書類を省略することができます。

提出部数について

申請及び届出ともに正・副2部の提出をお願いします。ただし、公安委員会への通報を伴う許可申請については、正・副のほか、通報用として1部多く提出してください。(海域で煙火を消費する場合は4部)

各種様式について

必要書類に「規則様式第〇」又は「細則第〇号様式」等の記載がある手続きについては、横浜市ウェブサイトにて公開していますので、様式をダウンロードしてご利用ください。

製造施設に係る申請及び届出窓口について

火薬類の製造に係る申請及び届出について、以下の項目に**該当しないもの**については、**経済産業大臣**の許認可となるため、消防局保安課では受理できませんのでご注意ください。

- 1 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの
- 2 産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所

各申請等の審査について

横浜市ウェブサイトにて公開しています、「横浜市火薬類取締法審査基準について」をご確認の上、申請等をしていただきますよう、お願いします。

申請及び届出窓口について

横浜市消防局予防部保安課 火薬・ガス保安係

・E-Mail: sy-kayaku-gas@city.yokohama.lg.jp

(事前相談にご活用ください)

・電話: 045-334-6407 ・FAX: 045-334-6610

・住所: 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20

消防本部庁舎2階(相鉄線「星川」駅より徒歩2分)

・受付時間: 月曜日～金曜日(土、日、祝日除く) 8時45分から17時00分

＜第1章 火薬類の製造関係＞

1 火薬類製造営業許可申請（法第3条）

火薬類の製造をしようとする者は、製造所ごとに市長の許可が必要です。なお、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。（「第4章 1 完成検査申請」参照）

◇必要書類

- (1) 火薬類製造営業許可申請書（規則様式第1）
- (2) 事業計画書
 - ア 製造の目的
 - イ 製造する火薬類の種類及び説明
 - ウ 製造施設の位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との位置関係を含む。）、構造及び設備
 - エ 製造方法
 - オ 従業員数
 - カ 所要火薬類又はその原料の調達方法
 - キ 製品の貯蔵方法
 - ク 製造所付近の見取図
- (3) 危害予防計画書（危害予防計画書の添付に代えて危害予防規程認可の申請を行うこともできます。）
- (4) 定款の写し（法人の場合）
- (5) 登記簿謄本の原本（法人の場合）
- (6) 住民票の原本（個人事業主の場合）
- (7) 継承を証する書面（相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承する場合）
- (8) 上記(1)から(7)までに掲げるもののほか、製造の業を的確に遂行するに足りる技術的能力があること及び製造が公共の安全の維持又は発生の防止に支障がないものであることを確認するために必要な書面又は図面

2 火薬類製造施設等変更許可申請（法第 10 条第 1 項）

製造業者が製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事を行うとき又は製造する火薬類の種類若しくは製造方法の変更を行うときは、市長の許可が必要です。（軽微な変更の工事に該当する場合を除く。）

なお、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。（「第 4 章 1 完成検査申請」参照）

◇必要書類

- (1) 火薬類製造施設等変更許可申請書（規則様式第 4）
- (2) 当該変更の概要を記載した書面
- (3) 製造所の構造図、設備図及び明細書（変更に係るもののみ）
- (4) 危害予防計画書（変更がある場合。ただし、危害予防計画書の添付に代えて危害予防規程変更認可の申請を行うこともできます。）
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、製造施設の構造、位置及び設備又は製造の方法が技術上の基準に適合していることを示す書面又は図面等

3 火薬類製造施設軽微変更届（法第 10 条第 2 項）

製造業者が製造施設の位置、構造又は設備の変更の工事（規則第 8 条第 1 項に該当する変更の工事に限る。）をしたときは、完成後に遅滞なく、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類製造施設（火薬庫）軽微変更届（規則様式第 5）
- (2) 当該変更の概要を記載した書面
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、製造施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していることを示す書面又は図面等

4 危害予防規程（変更）認可申請（法第 28 条第 1 項）

製造業者が危害予防規程を定めたとき又は同規程を変更するときは、市長の認可が必要です。

◇必要書類

- (1) 危害予防規程（変更）認可申請書（規則様式第 2）
- (2) 危害予防規程
- (3) 当該変更の概要を記載した書面（変更の場合）

5 危害予防規程変更届（法第 28 条第 2 項）

製造業者が、法第 10 条第 1 項ただし書に規定される軽微な変更の工事に伴い、危害予防規程の変更をしたときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 危害予防規程変更届（規則様式第 3）
- (2) 当該変更の概要を記載した書面

6 保安教育計画制定（変更）認可申請（法第 29 条第 1 項）

製造業者が、保安教育計画を定めたとき又は同計画の内容を変更するときは、市長の認可が必要です。

◇必要書類

- (1) 保安教育計画制定（変更）認可申請書（細則第 9 号様式）
- (2) 保安教育計画書
- (3) 保安教育計画書の新旧対照表（変更の場合）

7 火薬類製造・取扱保安責任者等選任（解任）届（法第 30 条第 3 項又は第 33 条第 2 項）

製造業者が、火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者又は火薬類製造保安責任者の代理者を選任又は解任したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類製造・取扱保安責任者等選任（解任）届出書（細則第 11 号様式）
- (2) 火薬類保安手帳の写し

8 火薬類製造年報（規則第 81 条の 14 の表 1 の項）

製造業者は、製造をした火薬類の数量を種類ごとに、市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

火薬類製造年報（細則第 18 号様式）※年度終了後 30 日以内に報告が必要です。

9 許可申請書等記載事項変更報告（規則第 81 条の 14 の表 2 の項）

製造業者は、火薬類製造営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の位置、構造（製造所以外の保安物件及び製造所内の他の施設との位置関係を含む。）及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の内容を変更したときは、市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更報告書（細則第 19 号様式）
- (2) 登記簿謄本等必要な書類（法人の代表者変更又は法人名称の変更等がわかる書類）

10 火薬類製造営業廃止届（法第 16 条第 1 項）

製造業者がその営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類製造（販売）営業廃止届出書（細則第 7 号様式）
- (2) 交付を受けた製造営業許可書の原本又は写し

＜第2章 火薬類の販売関係＞

1 火薬類販売営業許可申請（法第5条）

火薬類の販売をしようとするときは、販売所ごとに市長の許可が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類販売営業許可申請書（規則様式第6）
- (2) 次の各号に掲げる事項を記載した販売事業計画書（参考様式第1）
 - ア 火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備の概要並びに貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量（自己の用に供する火薬庫を所有又は占有する場合）
 - イ 火薬庫外貯蔵場所の所在地並びに貯蔵する火薬類の種類及び最大数量（火薬類を火薬庫外に貯蔵する場合）
 - ウ 従業員の員数
- (3) 定款の写し（法人の場合）
- (4) 販売する火薬類の種類が確認できる書類（製品カタログ等）
- (5) 販売所の位置図、付近見取り図、平面図
- (6) 登記簿謄本（法人の場合）
- (7) 住民票（個人の場合）
- (8) 上記(1)から(7)までに掲げるもののほか、販売の業を的確に遂行するに足りる技術的能力及び販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないものであることを示す書面又は図面等

2 保安教育計画制定（変更）認可申請（法第29条第1項）

販売業者が、保安教育計画を定めたとき又は同計画の内容を変更するときは、市長の認可が必要です。

◇必要書類

- (1) 保安教育計画制定（変更）認可申請書（細則第9号様式）
- (2) 保安教育計画書
- (3) 保安教育計画の新旧対照表（変更の場合）

3 火薬類販売年報（規則第 81 条の 14 の表 4 の項）

販売業者は、毎年度集計した（競技用紙雷管又は法第 17 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬に係るものを除く。）帳簿の記載事項について、市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

火薬類販売年報（細則第 20 号様式）※年度終了後 30 日以内に報告が必要です。

4 許可申請書等記載事項変更報告（規則第 81 条の 14 の表 5 の項）

販売業者は、火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）のうち、事業計画書の記載事項又は定款の写しに変更があったときは、遅滞なく市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更報告書（細則第 19 号様式）
- (2) 登記簿謄本等必要な書類（法人の代表者変更又は法人名称の変更等がわかる書類）

5 火薬類販売営業廃止届（法第 16 条第 1 項）

販売業者がその営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類製造（販売）営業廃止届出書（細則第 7 号様式）
- (2) 交付を受けた火薬類販売営業許可書の原本又は写し

＜第3章 火薬類の貯蔵関係＞

1 火薬庫設置等許可申請（法第12条第1項）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとするときは、市長の許可が必要です。なお、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。

（「第4章 1 完成検査申請」参照）

◇必要書類

- (1) 火薬庫設置等許可申請書(規則様式第7)
- (2) 以下に掲げる事項を記載した火薬庫工事設計明細書
 - ア 火薬庫位置図
 - イ 付近見取り図(保安物件との距離を明示したもの)
 - ウ 火薬庫構造図(平面図、立面図、断面図)
 - エ 火薬類積載図
 - オ 土堤構造図(平面図、断面図)
 - カ 避雷装置設置図(平面図、立面図)
 - キ 避雷装置仕様書
 - ク 警鳴装置仕様書
 - ケ 火薬庫の設置等の目的
 - コ 火薬庫完成予定年月日
 - サ 火薬庫の使用期間(2級火薬庫の場合)
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、火薬庫の構造、位置及び設備について経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを示す書面又は図面

2 火薬庫軽微変更届（法第12条第2項）

火薬庫の所有者又は占有者が、火薬庫の構造又は設備について軽微な変更工事(規則第14条第1項に該当する変更の工事に限る。)をしたときは、完成後に遅滞なく、市長に届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類製造施設(火薬庫)軽微変更届(規則様式第5)
- (2) 当該変更の概要を記載した書面
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、当該火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを示す書面又は図面等

3 火薬庫承継届(法第 12 条の 2 第 2 項)

火薬庫の譲渡又は引渡しを受け、当該火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬庫承継届（規則様式第 8）
- (2) 承継の事実を証する書面（譲渡契約書等の写し）

4 火薬庫の所有又は占有の免除許可申請（法第 13 条ただし書）

火薬類を製造又は販売しようとする者が、土地等の事情等により、火薬庫を所有又は占有することができないときは、市長の許可が必要です。

◇必要書類 ※(2)から(4)までは該当する場合

- (1) 火薬庫所有又は占有免除許可申請書（細則第 4 号様式）
- (2) 火薬庫を共有する場合
 - ア 火薬庫を共有する理由書
 - イ 火薬庫の共有に関する覚書又は共同使用許可書等の写し
 - ウ 共有する火薬庫の工事設計明細書
 - エ 共有する火薬庫の位置図及び付近見取図
 - オ 共有する火薬庫の使用部分を示す図面
 - カ 共有する火薬庫の設置許可書及び直近の保安検査証の写し
- (3) 特定の火薬類を特定の納入先に販売する場合
 - ア 販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての火薬類貯蔵承諾書（参考様式第 2）
 - イ 納入した火薬類が瑕疵等により返品された場合に、一時的な貯蔵場所として当該火薬庫を使用することについての火薬類貯蔵承諾書（参考様式第 2）
 - ウ 当該火薬庫の設置許可書の写し及び直近の保安検査証の写し
- (4) 競技用紙雷管及び建設用びょう打ち銃用空包等のみを販売をする場合
 - ア 火薬庫外貯蔵場所のみで販売営業が行える理由書
 - イ 所有している火薬庫外貯蔵場所に係る指示書、構造図及び構造説明書
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、法第 13 条ただし書の規定について確認するために必要な書面又は図面等

5 火薬庫の所有(占有)免除許可申請書記載事項変更届(細則第4条第2項)

火薬庫の所有等の免除を受けた者は、貯蔵する火薬類の種類及び数量並びに共同で所有する火薬庫の所在地及び名称に変更があったときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬庫の所有(占有)免除許可申請書記載事項変更届出書(細則第5号様式)
- (2) 登記簿謄本等必要な書類(法人の代表者変更又は法人名称の変更等がわかる書類)

6 火薬類製造・取扱保安責任者選任(解任)届(法第30条第3項又は第33条第2項)

火薬庫の所有者又は占有者が、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の代理者を選任又は解任したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類製造・取扱保安責任者選任(解任)届出書(細則第11号様式)
- (2) 火薬類保安手帳の写し

7 火薬類安定度試験結果報告(法第36条第1項)

火薬類を所有する者が安定度試験を実施したときは、その結果について市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

- (1) 火薬類安定度試験結果報告書(細則第15号様式)
- (2) 試験結果報告書

8 火薬庫の許可申請書等記載事項変更届（規則第 81 条の 14 の表 7 の項）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更する許可を受けた者が、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち、付近の状況若しくは保安物件との距離に変更があったときは、市長への届出が必要です

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更届出書（細則第 21 号様式）
- (2) 火薬類積載図（貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量について変更があった場合）
- (3) 保安距離を記載した平面図（保安物件との距離について変更があった場合）

9 火薬類出納年報（規則第 81 条の 14 の表 8 の項）

火薬庫の所有者又は占有者は火薬庫ごとに、年度内に出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名について、市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

火薬類出納年報（細則第 22 号様式）※年度終了後 30 日以内に報告が必要です。

10 許可申請書等記載事項変更報告（規則第 81 条の 14 の表 9 の項）

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）に変更があったときは、市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更報告書（細則第 19 号様式）
- (2) 登記簿謄本等必要な書類（変更等がわかる書類）

11 火薬庫外貯蔵場所指示申請（法第 11 条第 1 項ただし書）

法第 11 条第 1 項ただし書きにより、規則第 15 条第 1 項の表第 1 号から第 7 号までに掲げる者が火薬類を火薬庫外に貯蔵する場合は、市長の指示を受ける必要があります。

◇必要書類

- (1) 火薬庫外貯蔵場所指示申請書（細則第 1 号様式）
- (2) 貯蔵場所の構造及び設備の明細書（平面図、立面図又は断面図等）
- (3) 貯蔵場所の位置図及び付近見取り図（外観及び扉の状況が確認できるもの）
- (4) 貯蔵場所の写真
- (5) 警報装置の仕様書
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、規則第 16 条(火薬庫外においてする、火薬類の貯蔵の技術上の基準)に適合していることを示す書面又は図面等

12 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届（細則第 3 条第 2 項）

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者について、その者の住所又は氏名（届出者が法人の場合は、本社所在地又は法人名称）に変更があったときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書（細則第 2 号様式）
- (2) 登記簿謄本等必要な書類（変更内容等がわかる書類）

13 火薬庫用途廃止届（法第 16 条第 2 項）

火薬庫の所有者又は占有者が火薬庫の用途を廃止したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬庫用途廃止届出書（細則第 8 号様式）
- (2) 交付を受けた火薬庫設置等許可書の原本又は写し

14 火薬庫共同所有(共同占有)廃止届(法第13条ただし書)

火薬庫を所有又は占有しないことの許可を受け、火薬庫を共有する製造業者又は販売業者がその火薬庫の共有を廃止したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬庫共同所有(共同占有)廃止届出書(細則第6号様式)
- (2) 交付を受けた火薬庫の所有又は占有免除許可書の原本又は写し

15 火薬庫外貯蔵場所廃止届(細則第3条第3号、規程第42条第2項)

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者が、その火薬庫外貯蔵場所を廃止したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬庫外貯蔵場所廃止届出書(細則第3号様式)
- (2) 交付を受けた火薬庫外貯蔵場所指示書の原本又は写し

＜第4章 完成検査・保安検査関係（製造施設・火薬庫）＞

1 完成検査申請（法第15条第1項及び第2項）

- 1 火薬類の製造の業を営む許可を受けた者又は火薬庫の設置の許可を受けた者は、火薬類の製造施設若しくは火薬庫の設置の工事が完了した際に、市長が行う完成検査を受ける必要があります。
- 2 製造施設若しくは火薬庫の位置、構造又は設備の変更について許可を受けた者は、変更の工事が完了した際に、市長が行う完成検査を受ける必要があります。

◇必要書類

- (1) 完成検査申請書(規則様式第14)
- (2) 工事状況の写真※、図面等(必要な場合)

※基礎、壁の配筋及び天井の金網等、工事完了後に確認が困難な部分

2 保安検査申請（法第35条第1項）

製造業者若しくは火薬庫の所有者又は占有者は特定施設若しくは火薬庫について、市長が行う保安検査を受ける必要があります。

◇必要書類

保安検査申請書(規則様式第18)

3 定期自主検査計画制定(変更)届（法第35条の2第2項）

製造業者若しくは火薬庫の所有者又は占有者は、製造施設若しくは火薬庫の定期自主検査を計画又は変更をしようとするときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 定期自主検査計画制定(変更)届出書(細則第13号様式)
- (2) 定期自主検査計画書の新旧対照表(変更の場合)

4 定期自主検査終了報告（法第 35 の 2 第 3 項）

製造業者若しくは火薬庫の所有者又は占有者が、製造施設若しくは火薬庫の定期自主検査を終えたときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 定期自主検査終了報告書(細則第 14 号様式)
- (2) 定期自主検査実施結果表

5 特定施設等使用休止(再開)届（規則第 44 条の 2 第 2 項ただし書）

製造業者若しくは火薬庫の所有者又は占有者が、特定施設等の使用を休止又は休止していた特定施設等を再開するときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 特定施設等使用休止(再開)届出書(細則第 12 号様式)
- (2) 特定施設(火薬庫)の許可書の写し
- (3) 直近の保安検査証の写し

＜第5章 火薬類の譲渡・譲受関係＞

1 火薬類譲渡許可申請（法第17条第1項）

火薬類を譲り渡そうとするときは、市長の許可が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類譲渡許可申請書(規則様式第9)
- (2) 譲渡する火薬類に関する資料(火薬類の種類や薬量等がわかるもの)
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、法第17条第2項の規定を確認するために必要な書面等

2 火薬類譲受許可申請（法第17条第1項）

火薬類を譲り受けようとするときは、市長の許可が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類譲受許可申請書(規則様式第10)
- (2) 鉱山保安法第2条の鉱山の場合は、鉱業法第63条に基づく施業案の認可等を受けていることを証明する書類の写し
- (3) 火薬類貯蔵承諾書(火薬庫を所有又は占有していない場合)(参考様式第2)
- (4) 法第25条第1項ただし書に規定する消費許可を受けないで消費する場合は、以下に掲げるもの
 - ア 建設用びょう打ち銃等を使用して火薬類を消費する場合は、次に掲げるもの
 - (ア) 建設用びょう打ち銃用空包消費計画書(参考様式第3)
 - (イ) 当該銃の所持許可証の写し
 - イ コンクリート破砕器の消費に係る場合は、次に掲げるもの
 - (ア) コンクリート破砕器消費計画書(参考様式第4)
 - (イ) コンクリート破砕器作業主任者技能講習終了証の写し
 - (ウ) 消費場所を中心とした見取り図
- (5) 火薬庫を所有等しない理由書(申請者が火薬庫を所有又は占有していない場合)
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、法第17条第2項の規定を確認するために必要な書面等

3 火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請(法第17条第7項)

火薬類譲渡(譲受)許可証の交付を受けた者が、当該許可証の記載事項に変更(許可を受けた者の住所の欄、氏名(年齢)又は名称の欄及び職業欄の変更の場合)が生じたことにより、当該許可書の書換えをしようとするときは、市長への申請が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書(規則様式第12)
- (2) 交付を受けた譲渡許可証又は譲受許可証
- (3) 登記簿謄本(法人の場合)
- (4) 住民票(個人の場合)
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、書換事項について内容が証明できる書類

4 火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請(法第17条第8項)

火薬類譲渡(譲受)許可証の交付を受けた者が、許可証を喪失、汚損又は盗取されたことにより、再交付を受けようとするときは、市長への申請が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書(規則様式第13)
- (2) 譲渡許可証又は譲受許可証(汚損による申請の場合)
- (3) 喪失し、又は盗取された事実を証明する書類

5 火薬類譲受・消費許可申請(規則第90条の2)

火薬類の消費の許可と合わせて、譲受の許可を受けようとするときは、火薬類譲受・消費許可申請書(規則様式第50)により、市長の許可が必要です。(譲受及び消費の許可をする自治体が同一である場合に限る。)

◇必要書類

- (1) 火薬類譲受・消費許可申請書(規則様式第50)
- (2) 譲受許可申請に係る必要書類(「第5章 2 譲受許可申請」参照)
- (3) 消費許可申請に係る必要書類(「第7章 2 【煙火以外】消費許可申請」参照)

6 火薬類譲渡・譲受許可証の返納（法第 17 条第 9 項）

火薬類の譲渡・譲受の許可証の交付を受けた者が、以下のいずれかに該当したときは、許可書を速やかに市長へ返納しなければなりません。

- (1) 許可が取り消されたとき
- (2) 火薬類の譲渡・譲受を終了、又はしなくなったとき
- (3) 火薬類の譲渡・譲受許可証の有効期限が満了したとき
- (4) 火薬類の譲渡・譲受許可証の再交付を受けた場合において、紛失等した許可証を発見したとき

◇必要書類

火薬類の譲渡・譲受の許可証

<第 6 章 火薬類の輸入関係>

1 火薬類輸入許可申請（法第 24 条第 1 項）

火薬類を輸入しようとするときは、市長の許可が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類輸入許可申請書(規則様式第 27) ※陸揚げをするふ頭名を記載すること。
- (2) 火薬及び爆薬は成分及び配合比、火工品は構造及び組成がわかるもの
- (3) 輸入火薬類の種類及び数量一覧表
- (4) 輸入火薬類明細書（参考様式第 5-1（がん具煙火）、5-2（煙火）又は 5-3（その他））
- (5) 火薬類の種類及び数量がわかる書類(INVOICE 又は PROFORMAINVOICE など)
- (6) 陸揚げされる港がわかる書類(SHIPPING ADVICE 又は PACKING LIST)
- (7) 売買契約書の写し
- (8) 火薬類を輸入する目的が、製造又は販売を目的としている場合は、製造営業又は販売営業許可証の写し
- (9) 火薬庫設置許可証（他者の火薬庫に貯蔵する場合は、火薬庫使用の承諾書）
- (10) 他者の火薬庫に貯蔵する場合は、火薬庫使用の承諾書
- (11) 火薬庫の配置図(他者の火薬庫を使用して貯蔵する場合は、当該火薬庫の配置図)
- (12) 使用する火薬庫の保安検査証（直近のもの）
- (13) 輸入割当証明書(該当する場合)
- (14) 上記(1)から(13)までに掲げるもののほか、輸入する火薬類の内容が確認できる書類

2 火薬類輸入届（法第 24 条第 3 項）

火薬類を輸入した者は、市長への届出が必要です。

※陸揚げごと（船便ごと）に届出してください。

◇必要書類

- (1) 火薬類輸入届（規則様式第 28）
- (2) 輸入許可通知書の写し（通関のために、税関より交付されるもの）

3 火薬類安定度試験結果報告書（法第 36 条第 1 項）

火薬類を輸入した者は、火薬類の安定度試験を実施したときの結果について、市長へ報告する必要があります。

◇必要書類

- (1) 火薬類安定度試験結果報告書（細則第 15 号様式）
- (2) 試験結果報告書

4 許可申請書等記載事項変更届（規則第 81 条の 14 の表 10 の項）

火薬類の輸入の許可を受けた者は、火薬類輸入許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量※、輸入の目的並びに輸入港名を除く。）に変更があったときは、市長への届出が必要です。

※許可を受けた数量より減少する場合、許可の取り直しではなく、許可申請書等記載事項変更届により提出することができます。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更届出書（細則第 21 号様式）
- (2) 変更事項が確認できるもの

<第7章 火薬類の消費関係>

1【煙火のみ】火薬類消費許可申請（法第25条第1項）

横浜市内で煙火を消費しようとするときは、市長の許可が必要です。

※警察等との調整があるため、消費予定日の1カ月前までに申請してください。

◇必要書類

- (1) 火薬類消費許可申請書(規則様式第29)
- (2) 煙火消費保安手帳の写し、又は従事者名簿
- (3) 煙火消費計画書(参考様式第6)
 - ア 保安管理組織図(参考様式第7)
 - イ 緊急連絡体制図(参考様式第8)
 - ウ 地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業基準(参考様式第9)
 - エ 消費場所の案内図
 - オ 消費場所付近の見取図(消費場所を中心とする保安距離を記載すること。)
 - カ 打揚場所の配置図
 - キ 煙火置場の構造及び材質を示す書類
 - ク 打揚従事者及び手元に置く煙火の防護措置を示す書類(※直接点火する場合等)
 - ケ 保安距離を短縮する必要等がある場合の具体的な方法を示す書類
 - コ 打揚筒等の設置固定方法を示す書類
 - サ 実施及び中止の判断基準を示す書類
 - シ 斜め打ちの詳細を示す書類(※斜め打ちがある場合)
- (4) 警備計画
 - ア 主催者の警備組織(警備組織図、警備責任者及び警備員総人数)
 - イ 主催者の警備計画(立入禁止区域及び警備員の配置図等)
 - ウ 煙火消費の準備段階から消費までの時刻を追った警戒区域図
- (5) 同意書等(保安距離内に保安物件がある場合など)
- (6) 上記(1)から(5)までのほか、許可を受けるために必要な書類

【無許可で消費できる場合について】

無許可で消費することのできる火薬類の用途及び数量は次のページの表のとおりです(規則第49条)。

無許可で消費できる数量等の場合は、消費地を管轄する消防署に「煙火消費届出書」を提出する必要がありますので、消費地を管轄する消防署へご相談ください。

表【同一の消費地において1日につき無許可で消費できる量】

消費する花火等の種類及び無許可数量		
1	直径14cm以下の球状の打上花火	75個以下
	内、直径6cmを超えるもの	25個以下
	内、直径10cmを超えるもの	10個以下
2	仕掛花火に使用する炎管	200個以下
3	ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下
4	爆竹（本数が30本以下のものに限る。）であって、その1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	300個以下
競技用紙雷管		無制限

消費する花火等の種類及び無許可数量		
1	煙火の原料となる火薬若しくは爆薬の量が50g以下	85個以下
	内、煙火の原料となる火薬若しくは爆薬の量が15gを超えるもの	35個以下
	内、煙火の原料となる火薬若しくは爆薬の量が30gを超えるもの	5個以下
2	発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	無制限

2【煙火以外】火薬類消費許可申請（法第 25 条第 1 項）

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとするとき（火薬類を廃棄するために爆発させ、又は燃焼させようとするときを除く。）は、市長の許可が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類消費許可申請書（規則様式第 29）
- (2) 動物駆逐用煙火の場合
 - ア 火薬類（その他）消費計画書（参考様式第 10）
 - イ 消費場所の位置図及び付近見取り図
 - ウ 従事者名簿
 - エ 危害予防の方法を記載した書類
- (3) 建設用びょう打ち銃等を使用して火薬類を消費する場合
 - ア 建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（参考様式第 3）
 - イ 当該銃の所持許可証の写し
 - ウ 工事発注証明書又は工事請負契約書の写し等
- (4) コンクリート破砕器の消費に係る場合
 - ア コンクリート破砕器消費計画書（参考様式第 4）
 - イ コンクリート破砕器作業主任者技能講習終了証の写し
 - ウ 消費場所見取図
 - エ 工事発注証明書又は工事請負契約書の写し等
- (5) 上記(2)から(4)以外の火薬類の消費に係る場合
 - ア 火薬類（煙火以外）消費計画書（参考様式第 11）
 - イ 消費場所の位置図及び付近見取図
 - ウ 従業者名簿
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、法第 25 条第 2 項の規定を確認するために必要な書面等

【無許可で消費できる場合について】

無許可で消費することのできる火薬類の用途及び数量は次のページの表のとおりです（規則第 49 条）。

表【無許可で消費できるもの】

無 許 可 と な る 要 件	薬 量
1 理化学上の実験の用に供するため、1回で消費する場合	
(1) 火薬	5 k g 以下
(2) 無添加可塑性爆薬（第 19 条第 4 項各号のいずれかに該当する爆薬で、国又は警察職員が消費するものを除く。）以外の爆薬	2.5 k g 以下
(3) 工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管若しくは導火管付き雷管	100 個以下
(4) 導爆線若しくは導火管	200m 以下
2 射的練習用のために当該練習者が、1日で実包又は空包を消費する場合	400 個以下
3 防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために発煙筒を消費する場合	無制限
4 消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合	無制限
5 動物の駆逐のために1日で消費する数量	
(1) 空包	100 個以下
(2) 原料をなす火薬又は爆薬 10 g 以下の煙火	200 個以下
6 動物の行動範囲の調査その他動物に係る調査のため動物に取り付ける装置で、位置を示す情報その他の情報を送信及び記録する発信器を、動物駆逐を目的とする調査のために消費する場合（発信器の原料をなす火薬が 30m g 以下で、かつ、爆薬が 30m g 以下である場合又は火薬が 60m g 以下である場合に限る。）	無制限
7 動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合	無制限
8 建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するため、同一の消費地において1日で消費する場合	
(1) 建設用びょう打ち銃用空包	200 個以下
(2) 上記以外の建設用びょう打ち銃用空包で、その原料をなす火薬又は爆薬が 0.4 g 以下のもの	400 個以下
(3) コンクリート破砕器	150 個以下
(4) 工業銃用実包	100 個以下
(5) 爆発びょう	500 個以下
(6) 爆発せん孔器	50 個以下
(7) 鉦さい破砕器	20 個以下
9 医療の用に供するために爆薬 11m g 以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合	無制限

3 許可申請書等記載事項変更届（規則第 81 条の 14 の表 11 の項）

消費許可を受けた者が、火薬類消費許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項を変更したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更届出書（細則第 21 号様式）
- (2) 変更事項がわかる書類

4 火薬類消費年報（規則第 81 条の 14 の表 12 の項）

規則第 69 条第 1 項で規定される数量以上の火薬類を消費する者は、消費した火薬類の種類及び数量並びに消費の年月日及び場所について、毎年度集計したものを、市長に報告する必要があります。

◇必要書類

火薬類消費年報（細則第 23 号様式）※年度終了後の 30 日以内に報告してください。

＜第8章 火薬類の廃棄関係＞

1 火薬類廃棄許可申請（法第27条第1項）

火薬類を廃棄しようとするときは、市長の許可が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類廃棄許可申請書(規則様式第30)
- (2) 火薬類廃棄従事者名簿(参考様式第12)
- (3) 付近見取り図
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、法第27条第2項の規定を確認するために必要な書面等

2 廃棄許可申請書等記載事項変更届（規則第81条の14の表14の項）

火薬類の廃棄をするための許可を受けた者が、火薬類廃棄許可申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。)を変更したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等記載事項変更届出書(細則第21号様式)
- (2) 登記簿謄本(法人の場合)
- (3) 住民票(個人の場合)

＜第9章 その他＞

1 所有権取得届（規則第81条の14の表第15号）

相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により、火薬類の所有権を取得したときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 火薬類所有権取得届出書(細則様式第24号)
- (2) 登記簿謄本(法人の合併若しくは分割の場合)
- (3) 相続若しくは遺贈の事実を証明する書類(相続若しくは遺贈の場合)

2 許可申請書等取下届（細則第12条）

法に規定する許可、完成検査、認可若しくは保安検査等を申請後に取り下げようとするときは、市長への届出が必要です。

◇必要書類

- (1) 許可申請書等取下届出書(細則様式第17号)
- (2) 取下げを行う申請書等(副本等を返却済みの場合)

3 証明願（規程第60条）

許可証の喪失、汚損又は盗取により、許可等を取得していることの事実の証明を受けようとする者は、証明願を市長に提出することにより、その事実の証明を受けることができます。

◇必要書類

- (1) 証明願(規程様式第43号)
- (2) 許可証又は指示書(汚損の場合)
- (3) 喪失又は盗取の事実を証明する書類(喪失又は盗取の場合)